

# 身体障害者補助犬法の政令改正について

自立支援振興室  
社会参加支援係

身体障害者補助犬法は、平成14年10月1日に施行され、良質な身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図り、身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与してきたところであるが、更に社会参加を促進させるため、平成19年11月28日に「身体障害者補助犬法の一部を改正する法律」が成立し、同年12月5日に公布されたところである。

本件については、本年3月5日開催の主管課長会議においてもご案内したとおりであるが、すでに、4月1日より補助犬に係る苦情受付等の対応を実施されていることに感謝申し上げますとともに、標記政令の改正が10月1日施行のため、改めて関係機関等への周知をお願いしたい。

厚生労働省においても引き続き、普及啓発に努めることとしているが、各自治体におかれても、先に配布したリーフレットやポスターを活用するなどにより、普及啓発にご協力をお願いしたい。

なお、改正の概要は以下のとおりである。

## 【趣旨】

身体障害者補助犬法の一部を改正する法律（平成19年法律第126号）の施行に伴い、「政令で定める数」以上の者を雇用している事業主等については、勤務する身体障害者が補助犬を使用することを拒んではならないこととされているところであり、本政令は当該「政令で定める数」を規定するものである。

## 【今回の改正点】〔努力規定→義務規定（一定規模以上）〕

民間の職場における補助犬の使用について、一定規模以上の民間企業（従業員56人以上）は、勤務する身体障害者が補助犬を使用することを拒んではならない。ただし、補助犬の使用により事業の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。（施行日：平成20年10月1日）

〈参考〉

政令で定める数については、改正後の身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第10条第1項において、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）による障害者の雇用義務数（法定雇用障害者数）が1人以上となる場合の雇用労働者数のうち最小の数を勘案して定めることとされており、これを56人（※）と定めるものである。

（※）障害者の雇用義務数が1人以上である場合の雇用労働者数のうち最小の数と同じ数。

常用雇用労働者数	×	1.8%（障害者雇用率）	≥ 1人
常用雇用労働者数	≥	1人 ÷ 1.8%	
	≥	55.555・・・人	
	≥	56人	

(参考) 身体障害者補助犬法における義務規定等について

	① 国等が管理する施設	② 公共交通事業者等が 管理する旅客施設	③ 不特定かつ多数の 者が利用する施設	④ 事業所又は事務所	⑤ 住宅
義務規定	○ (法第7条)	○ (法第8条)	○ (法第9条)	○ (法第10条第1項) ※政令で定める数(5 6人)以上の労働者を 雇用する事業主	
努力義務規定				○ (法第10条第2項) ※第1項に規定する障 害者雇用事業主以外の 事業主	○ (法第11条)

(注1) ①には国、地方公共団体、独立行政法人、特殊法人、公共法人が含まれており、国等の事業所又は事務所に勤務する身体障害者が当該事業所又は事務所において身体障害者補助犬法を使用する場合、国等が管理する住宅に居住する身体障害者が当該住宅において身体障害者補助犬を使用する場合に準用されている。

(注2) 塗りつぶした欄が今回の改正法により措置される部分。

# 身体障害者補助犬法の一部を改正する法律の施行について

(身体障害者補助犬法第7条第1項の公共法人を定める政令の一部を改正する政令案の概要)

改正後

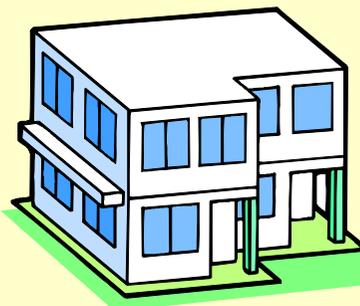
(H20.10.1~)

身体障害者  
(補助犬使用)



(勤務など)

事業所



一定規模(56人<sup>(※)</sup>)以上の  
常用雇用労働者がいる  
事業所について、補助犬  
の受入れを義務化。

※1人以上の障害者の雇用義務が生じる  
事業所における労働者数(最小の場合)  
を勘案して、今般の政令で56人と規定。

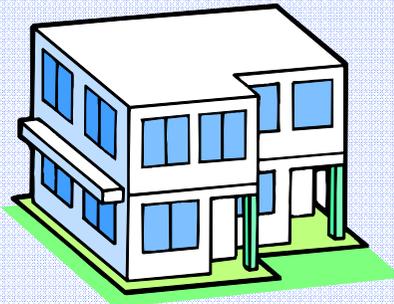
現行

身体障害者  
(補助犬使用)



(勤務など)

事業所



補助犬の受入れは  
事業所ごとの判断  
(努力義務)

(注)1人以上の障害者の雇用義務が生じる場合 → 常用雇用労働者数×1.8%(法定雇用率)≥1人 → 常用雇用労働者数≥56人